

(別添)

平成18年度有明海・八代海再生方策検討調査に係る企画書作成のための仕様書

## 1. 調査目的

複数の県にまたがる広域な閉鎖性海域である有明海及び八代海については、平成12年度漁期にノリの不作等が大きな問題となったため、平成14年に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(以下、特措法という。)が成立し、国及び関係県は両海域の環境の保全及び改善等を図るために各種の調査を実施することとされている。

この「有明海・八代海再生方策検討調査」では、有明海及び八代海にとって望ましい水質とその達成のために必要となる汚濁負荷量を検討し、地域の実情に応じた総量管理計画の策定を含む両海域の再生のための方策を検討することを目的とする。

なお、平成16年度は、有明海及び八代海における陸域から流入する汚濁負荷物質の変遷とその流域内での全窒素の物質収支等について検討を行った。平成17年度は、引き続き有明海及び八代海の流域内での全燐の物質収支の検討を行うとともに、有明海及び八代海への汚濁負荷量の検討を行った。平成18年度は、平成16年度、平成17年度の結果を踏まえ、両海域の再生に向けた方策について総合的にとりまとめを行うこととする。

## 2. 調査内容

### (1)有明海及び八代海再生にかかる資料の収集・整理・分析

有明海及び八代海の海域環境、水産生物等に関するデータ・文献・調査研究等を収集・整理するとともに、有明海・八代海において顕在化している問題とその原因・要因についての分析を行う。

### (2)汚濁負荷量についての検討

平成16～17年度において行った調査結果を踏まえ、有明海・八代海域における汚濁負荷量の変化の把握、N・Pの物質収支の検討、及び地下水による負荷の算定について検討を行う。

### (3)普及啓発資料の作成

有明海及び八代海の環境の保全及び改善を図るため、地域住民等に対する普及啓発資料(ポスター等)を作成する。

## 3. 調査の実施期間

契約締結の日から平成19年3月23日までとする。

## 4. 報告書の提出期限及び提出部数

請負者は、調査結果を取りまとめ、下記に定めるとおり、提出するものとする。報告書等の提出に当たっては、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日一部改正。以下「基本方針」という。)に従うものとする。ただし、報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。併せて、電子媒体(CD)による報告書を5式提出する。

提出期限：平成19年3月23日

提出場所：環境省

提出部数：報告書 20部  
普及啓発資料 1800部

#### 5. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従う。
- (2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。
- (3) 環境省LANを利用するシステムを開発する場合は、事前に環境情報室とシステム開発前にネットワークの利用に関して調整をすること。
- (4) 環境省LAN端末にソフトウェア（開発したものを含む）をインストールする場合、端末の管理を環境情報室と端末の仕様及び他のソフトウェアへの影響を確認・調整すること。

(仕様書別添)

仕様書に規定する成果物(電子的提供)に関しては、以下による。

1. 成果物はMicrosoft社WindowsXP上で表示可能なものとする。

2. 使用するアプリケーションソフトについては、

(1) ワードプロソフトについては(Justsystem社一太郎シリーズVer.13以下、Microsoft社Word2002以下)

(2) 計算表については、表計算ソフト(Microsoft社Excel2002以下)で作成されたものとする。

(3) 画像については、BMP(ビットマップピクチャー)形式又は、JPEG形式とする。

3. 格納媒体はコンパクトディスクとする。

なお、成果物等には、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官に従うこと。

4. 上記成果物に加え、(1)PDFファイル形式、(2)HTMLファイル形式(写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式)とを各々成果物として加える。

5. その他

成果物納入後に発生した、請負者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。